

1 各筆明細

整理番号	/	利用権の設定を受ける者(借り手)の住所及び氏名又は名称 (A)		(住所)	(氏名又は名称) (同意㊟)										
		利用権を設定する者(貸し手)の住所及び氏名又は名称 (B)		(住所)	(氏名又は名称) (同意㊟)										
利用権を設定する農地				設定する利用権						利用権を設定する土地の(B)以外の権限者等					
所在	地番	現況地目	面積 m ²	利用権の種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃(年額) 円	借賃の支払 方法	利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者の法律関係	住所	氏名又は 名称	権限の 種類	同意 ㊟	備考
				賃借権 使用貸借権		令和 年 月 日	令和 年 月 日			賃貸借 使用貸借					
この計画に同意する															
利用権の設定を受ける者(借り手)										住所(同上)		(氏名又は名称)		㊟	
利用権を設定する者(貸し手)										住所(同上)		(氏名又は名称)		㊟	
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者										住所(同上)		(氏名又は名称)		㊟	

2. 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定(転貸)される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得、合意による解約をするものとする。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和21年法律第175号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から29日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和23年法律第175号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければ

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。